

認可外保育施設

変更届が必要な事項及び変更届出添付書類一覧表

○：必須 △：場合により添付要

届出書類	変更届が必要な事項	様式第3号認可外保育施設変更届出書	様式第16号の3子育て支援施設等特定子ども事業の内容が分かる書類（重要事項説明書・パンフレット等）	位置図	施設の平面図（面積を記載すること）	建物の規模構造および設備の概要（参考様式）	配置図	経歴書	誓約書（参考様式）	旧条例、定款、寄付行為等の新	法人登記事項証明書（法人の場合）	備考
------	-----------	-------------------	---	-----	-------------------	-----------------------	-----	-----	-----------	----------------	------------------	----

認可外保育施設の変更届出事項（児童福祉法第59条の2第2項及び同法施行規則第49条の4第1項）

1	施設の名称及び所在地	○		○	△							※変更があった日から1月以内 ※移転により建物・設備に変更がある場合は3の事項も変更届が必要
2	設置者の氏名及び住所（法人の場合は名称及び所在地）	○						○ （代表者）			○	※変更があった日から1月以内 ※個人の場合は登記事項証明不要 ※設置主体変更の場合は、廃止届と新たに設置届
3	建物その他の設備の規模及び構造	○				○	○	△				※変更があった日から1月以内 ※増築等の場合は、必要に応じて消防用設備等の検査済証、建築基準法による検査済書の写しの提出すること。
4	施設の管理者の氏名及び住所	○						○ （施設長）				※変更があった日から1月以内

特定子ども・子育て支援施設等確認変更届出事項（子ども・子育て支援法第58条の5、同法施行規則第53条の3）

1	施設の名称、場所（所在地）		○	○	△							※変更のあった日から10日以内
2	設置者又は申請者の名称、主たる事務所の所在地		○								○	※変更のあった日から10日以内 ※設置主体変更の場合は、辞退届と新たに確認申請
	設置者又は申請者の代表者の氏名、生年月日、住所、職名		○					○	○			※変更のあった日から10日以内
3	設置者又は申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等		○							○	○	※変更のあった日から10日以内 ※HP等で閲覧できる場合は届出不要
4	施設の管理者の氏名、生年月日、住所		○					○ （施設長）				※変更のあった日から10日以内
5	設置者又は申請者の役員の氏名、生年月日、及び住所		○						○			※変更のあった日から10日以内

※特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けていない場合（無償化対象施設の確認のこと）、下段の確認内容変更届は不要です。